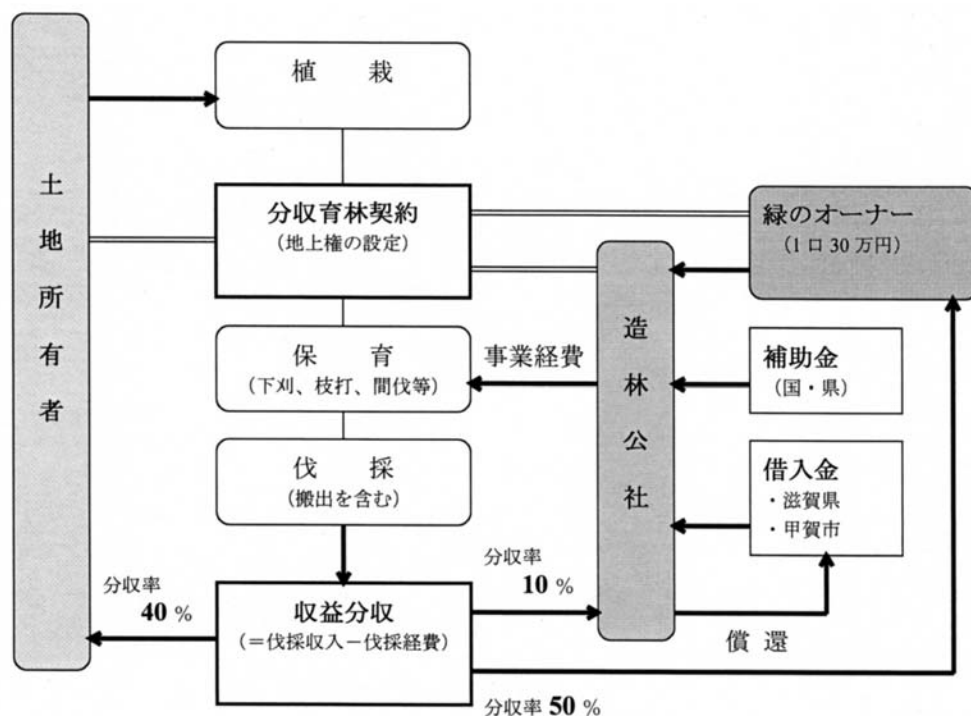


分収育林事業の仕組み

- 根 拠 分収林特別措置法（昭和 33 年法律第 57 号）
※昭和 58 年の法改正により分収育林制度創設
- 事業主体 一般社団法人滋賀県造林公社
※旧財団法人びわ湖造林公社から承継
- 対象林地 11 事業地 56.27ha
- 募集期間 昭和 58 年度～平成 7 年度
- 契約期間 25 年～35 年（契約終了年度 平成 22 年度～38 年度）
- 募集額等 一口あたり 30 万円
延べオーナー数 532 人（633 口）



※分収割合は、緑のオーナー50%：土地所有者 40%：公社 10%。

※分収育林契約の締結の際に対象樹木の持分の取得の対価としてこれまで植栽等に要した経費を精算している。その結果、立木は分収割合と同じ割合で三者が共有している。